

○専攻
明シ此、先組合、弊部ト交渉ヲ重ネテ之徒勞ニ過キ又ト考ヘルカラ工場復級者ニ付テ八個々ニ付産備契約ヲ取結テ方針ヲ同体的ノ交渉ハ受付ケ兼ヌル趣ヲ申述マシタ
○弊部諸氏ハ更ニ自分違ハ出版労働組合弊部トミテ手ヲ引クカラ日本労働組
評議會本部ノ代表者ヲ呼ビ寄セタラハ會社ハ之ト會見ミテ莫レルカトハ斷然問マシ
セラレマシタカ所、代表者ト審議スルニ同一結果ニ陥リ却テ不利益ト認メ本日書
面ヲ以テ會見思ラ訴リマシタ
右現況所合ニ述ニ申上ケマス
大正十五年三月二日
共同印刷株式會社

(東京ノマ)

券紙券四三〇號

大正十五年三月四日

警視總監 大 百 政 弘

内務大臣 若 柳 禮次郎 殿
 東京 警備司令官 殿
 社會局長官 長岡 隆一郎 殿
 憲兵司令官 松井 兵三郎 殿
 東京地方裁判所 檢事 正 殿
 北海道 京都 大阪 神奈川 愛知
 兵庫 福岡 廣島 岡山 辭岡
 岩手 埼玉 青森 各廳府縣長官 殿
 共同印刷株式會社 勞働爭議ニ關スル件 (券紙券)